

いことを注記するために、振出人を抹消する趣旨で記載されたものとみる余地があること。

③ C社が乱脈経営を指弾される状態にあったこと。

を総合考慮すると、本件手形は、B社が手形債務を負担する趣旨で振出・交付されたものと認めるのは困難であり、これを見返りとしてC社からB社に貸付けがなされたものと認めることはできない。

4 不動産の時効取得を原因とする所有権移転登記前に、前所有者によって設定された抵当権に対抗するため、起算点を後にずらして抵当権設定登記後の時効取得を主張・援用することができないとされた事例

鳥取地裁米子支判 平成12年3月27日

広島高裁松江支判 平成12年9月8日

最二小判 平成15年10月31日 裁時1350-10、判時1846-7、判タ1141-139、
金法1701-60、金商1191-28

<事案の概要>

Xは、Aが所有していた本件土地の占有を昭和37年2月に開始し、それ以降占有を継続し、平成11年6月に、昭和37年2月から20年経過による時効取得を原因とする本件土地X名義の所有権移転登記を行った。

他方、Aは、本件土地について昭和58年12月にBを債権者、Cを債務者とする抵当権を設定し、その旨の登記を経由した。平成8年10月にBは抵当債権をYに譲渡し、Y名義の抵当権移転付記登記がなされた。

Xは、抵当権設定登記がなされた平成58年12月からさらに10年間本件土地の占有を継続し、本件土地を改めて時効取得した結果、Yの抵当権が消滅したとして、Yに対し、抵当権抹消登記手続を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審及び控訴審は、次のように述べてXの請求を認容した。

Xは、昭和37年2月から20年間占有を継続したことにより、本件土地を時効取得したが、その所有権移転登記をしないうちに、Bによる本件抵当権の設定登記がされた。このような場合において、Xが、本件抵当権の設定登記の日である昭和58年12月からさらに時効取得に必要な期間、本件土地の占有を継続したときは、Xは、その旨の所有権移転登記を有しなくても、時効による所有権取得をもって本件抵当権の設定登記を有するBに対抗することができる。

これに対し、最高裁は次のように述べて、Xの訴えを斥けた。

Xは、時効の援用により、占有開始時の昭和37年2月にさかのぼって本件土地を原始取得し、その旨を登記している。Xは、右時効の援用により確定的に本件土地の所有権を取得したのであるから、このような場合に、起算点を後の時点にずらせて、再度、取得時効の完成を主張し、これを援用することは許されない。

そうすると、Xは時効取得の完成後に設定された本件抵当権を譲り受けたYに対し、本件抵当権設定登記の抹消登記手続を請求することはできない。